



島根県報

平成25年8月6日（火）

第2,518号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (総務事務センター) 2

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (") 3

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

土地改良事業変更施行の認可（土地改良区） (農 村 整 備 課) 4

【公 告】

平成25年度秋期島根県狩猟免許試験の実施 (森 林 整 備 課) 4

公布された条例等のあらまし

◇職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

県立学校の職員の児童手当の認定に係る権限を、総務部総務事務センター長に委任することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成25年9月1日から施行することとした。

◇平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

県立学校の職員の子ども手当の認定に係る権限を、総務部総務事務センター長に委任することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成25年9月1日から施行することとした。

規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

職員の範囲		認定者	認定事務取扱機関	支給事務取扱機関
知事の事務部局の職員並びに議会、人事委員会、監査委員、労働委員会、島根海区漁業調整委員会、隠岐海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の職員		総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	総務部総務事務センター
教育委員会	市町村立学校の職員以外の職員			
	市町村立学校の職員	教育長	当該学校を所管する教育事務所	
警察本部及び警察署の職員		警察本部長	警察本部警務部厚生課	
企業局の職員		総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	企業局
病院局の職員		病院事業管理者	本局県立病院課	病院局
			中央病院	
			こころの医療センター	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に認定事務取扱機関がした認定その他の行為又は認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為は、この規則による改正後の職員の児童手当の支給に関する規則に規定する認定事務取扱機関（以下「新認定事務取扱機関」という。）がした認定その他の行為又は新認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為とみなす。

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則（平成22年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

職員の範囲	認定者	認定事務取扱機関	支給事務取扱機関
知事の事務部局の職員並びに議会、人事委員会、監査委員、労働委員会、島根海区漁業調整委員会、隠岐海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の職員	総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	総務部総務事務センター
教育委員会 市町村立学校の職員以外の職員	教育長	当該学校を所管する教育事務所	
市町村立学校の職員			
警察本部及び警察署の職員	警察本部長	警察本部警務部厚生課	
企業局の職員	総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	企業局
病院局の職員	病院事業管理者	本局県立病院課	病院局
		中央病院	
		こころの医療センター	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に認定事務取扱機関がした認定その他の行為又は認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為は、この規則による改正後の平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則に規定する認定事務取扱機関（以下「新認定事務取扱機関」という。）がした認定その他の行為又は新認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為とみなす。

告

示

島根県告示第556号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サ

ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年 8 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社建装	通所介護	ココ・リハ平田	出雲市西平田町104番地3	平成25年 8 月 1 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により土地改良事業の変更施行を認可したので、同条第11項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 8 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	認可年月日
益田市土地改良区	国営益田土地改良事業造成施設（農地造成）に伴う施設維持管理事業	平成25年 7 月 29 日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成24年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年 8 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又は剥製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
9月21日（土）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
10月5日（土）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課、各農林振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前まで持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課、各農林振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課にすること。